

第2節 介護保険サービスの量の見込みと確保策

介護保険サービスについては、2025年（令和7年）を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）に対応した視点を持ちつつ、保険者として持続的な事業運営を図るとともに、被保険者個々の保険料負担の上に成立している制度として、公平で質の高いサービスを提供するための取組が求められています。

なお、ここで使用している介護保険に関する各種データは、国の示した「地域包括ケア見える化システム」を用いて算出したデータです。

1 入所系サービスの必要利用定員総数について

本計画において定める、地域密着型サービスのうち市町村介護保険事業計画で定める3年間の必要利用定員総数は、以下のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 認知症対応型共同生活介護				
新規整備数	0	2	0	0
整備総数	5	7	7	7
定員総数	45	63	63	63
(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護				
新規整備数	0	0	0	0
整備総数	0	0	0	0
定員総数	0	0	0	0
(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
新規整備数	0	0	0	0
整備総数	1	1	1	1
定員総数	29	29	29	29

2 施設整備の必要性について

本町の施設待機者数は、令和元年4月時点で33人となり、前回調査（平成28年7月）の17人から約2倍に増加しており、施設整備の必要性はあると考えられます。

	在宅	在宅以外	合計
待機者数	4	29	33



医療機関	介護老人 保健施設	グループ ホーム	有料老人 ホーム	その他
11	13	1	3	1

一方で、従事する職員確保を考えると、近隣の市町村では、地域密着型特別養護老人ホームを整備しても、介護職員が充足できず一部未開設の事例があるなど、介護職員の不足が懸念されます。

また、仮に施設整備を行った場合、それまで在宅サービスの事業所に勤務していた介護職員が、施設に転職することも想像することができ、在宅サービスを担う介護職員が減少するといったことも懸念されます。

さらに、令和2年8月に実施した町内28法人に対する意向調査では、施設整備意向を持つ法人はありませんでした。

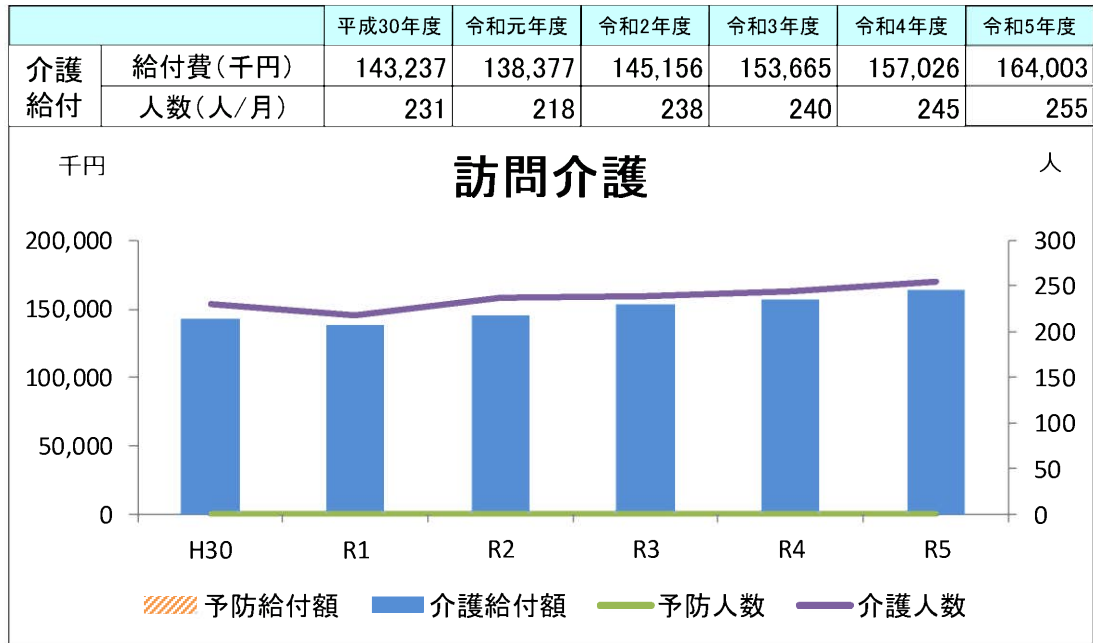
このような状況を総合的に勘案すると、現状のままでは、本町が施設整備を計画しても、実際に整備（実現）できるかどうか不透明であり、計画倒れになる可能性が高いと言えます。

そのため、第8期での施設整備は見送る一方で、介護人材確保の施策を強化することで人員基盤整備を図り、第9期以降、しかるべきタイミングでの施設整備を目指します。

3 居宅サービス

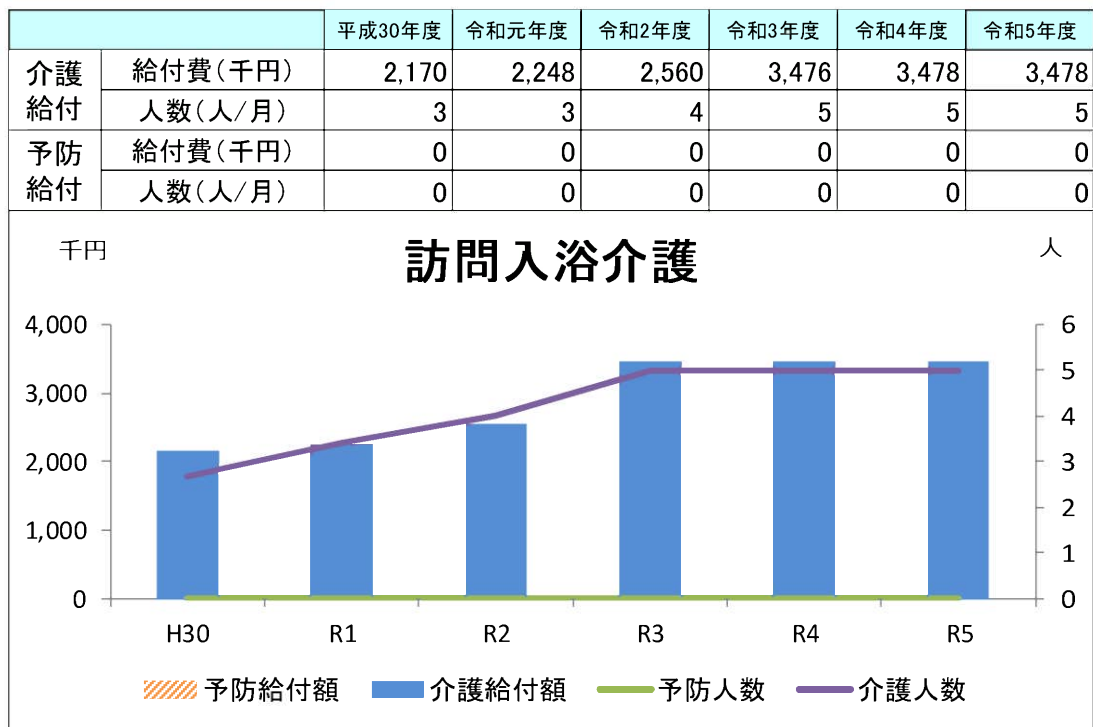
(1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や、家事などの日常生活の援助を行います。



(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

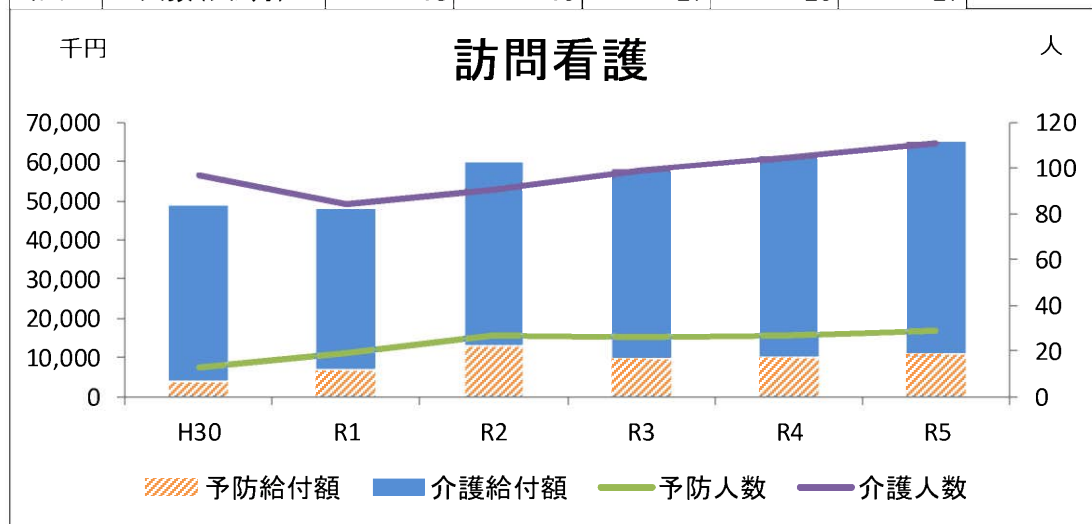
浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。



（３）訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

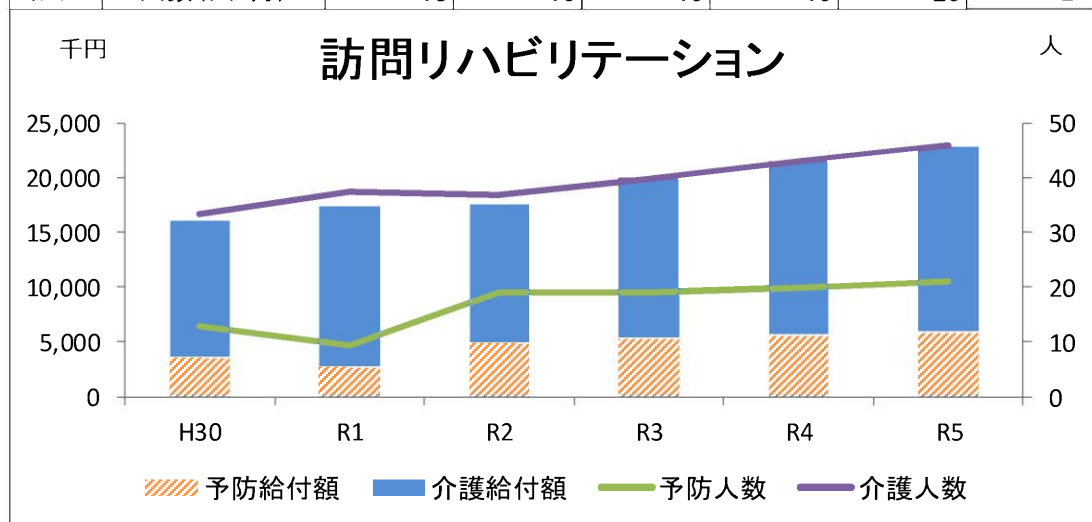
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	44,785	41,160	46,721	48,477	51,457	54,409
	人数(人/月)	97	84	91	99	105	111
予防 給付	給付費(千円)	4,212	6,982	13,144	9,820	10,275	10,988
	人数(人/月)	13	19	27	26	27	29



（４）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づいて作業療法士（OT）や理学療法士（PT）が自宅を訪問して、普段の生活に必要なリハビリを提供するサービスを行います。

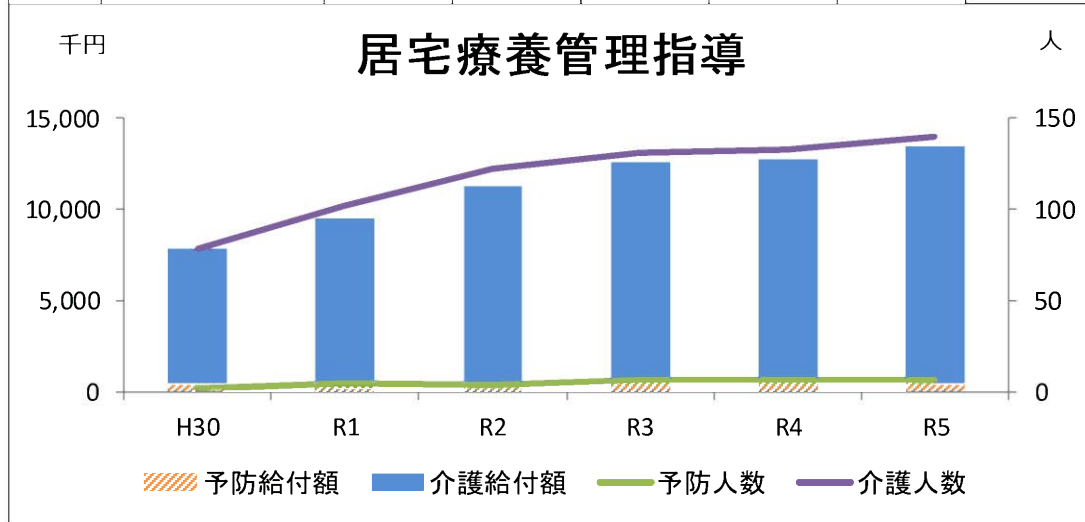
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	12,376	14,562	12,634	14,735	15,811	16,878
	人数(人/月)	34	38	37	40	43	46
予防 給付	給付費(千円)	3,748	2,871	5,038	5,371	5,688	6,002
	人数(人/月)	13	10	19	19	20	21



(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

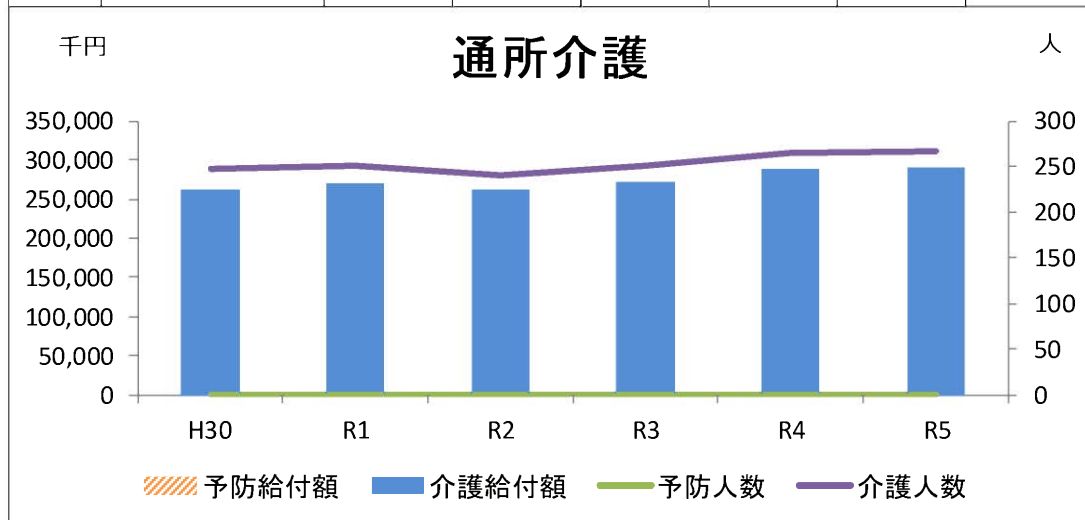
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	7,401	9,251	10,947	12,105	12,298	12,954
	人数(人/月)	78	102	122	131	133	140
予防 給付	給付費(千円)	407	277	338	492	492	492
	人数(人/月)	2	4	4	6	6	6



(6) 通所介護（デイサービス）

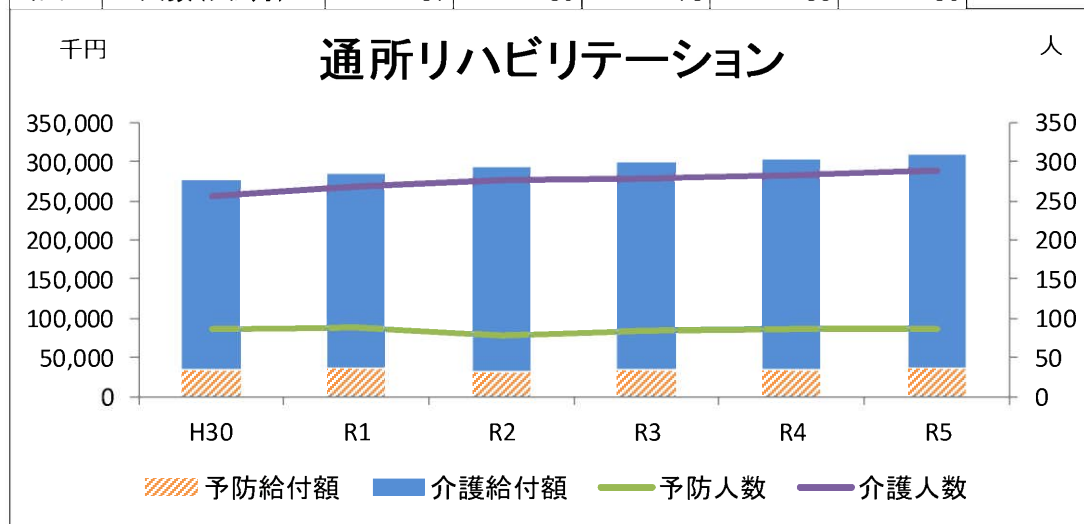
デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	263,269	270,290	262,163	273,859	289,659	291,478
	人数(人/月)	248	251	241	251	265	267



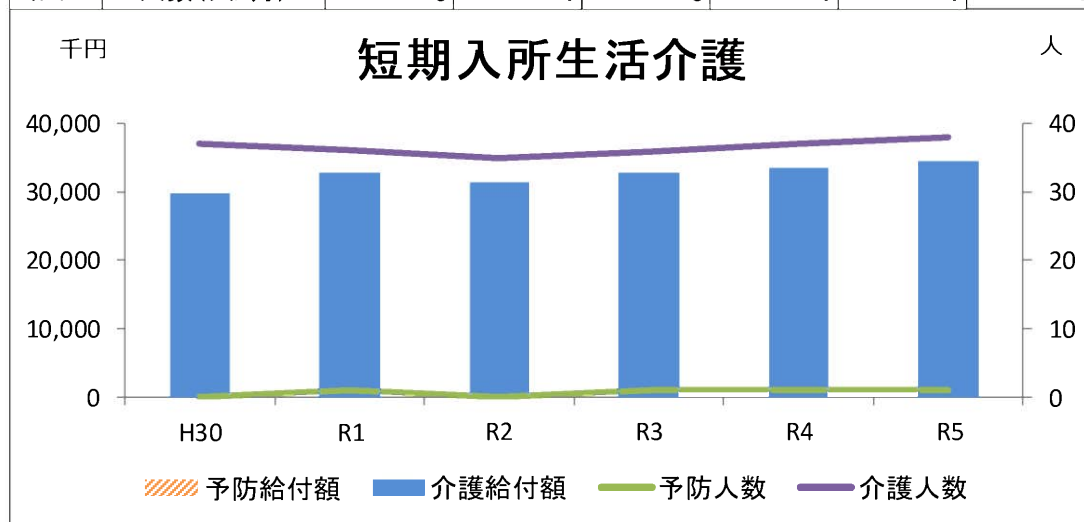
(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	242,842	247,639	260,864	264,768	268,365	274,365
	人数(人/月)	257	269	277	279	283	289
予防 給付	給付費(千円)	35,231	37,365	32,812	35,459	35,742	36,227
	人数(人/月)	87	89	78	85	86	87



(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

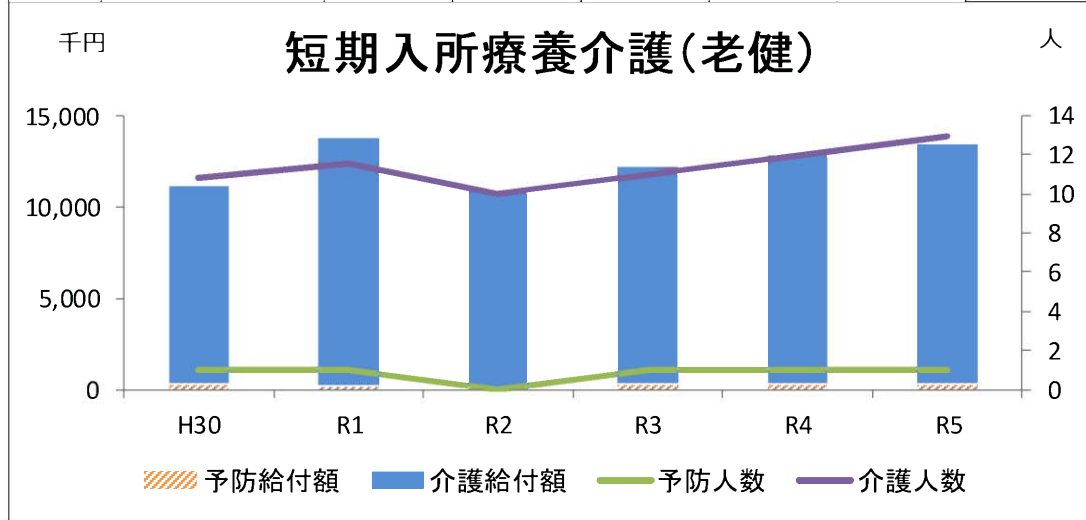
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	29,917	32,682	31,352	32,786	33,415	34,292
	人数(人/月)	37	36	35	36	37	38
予防 給付	給付費(千円)	0	86	0	107	107	107
	人数(人/月)	0	1	0	1	1	1



(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

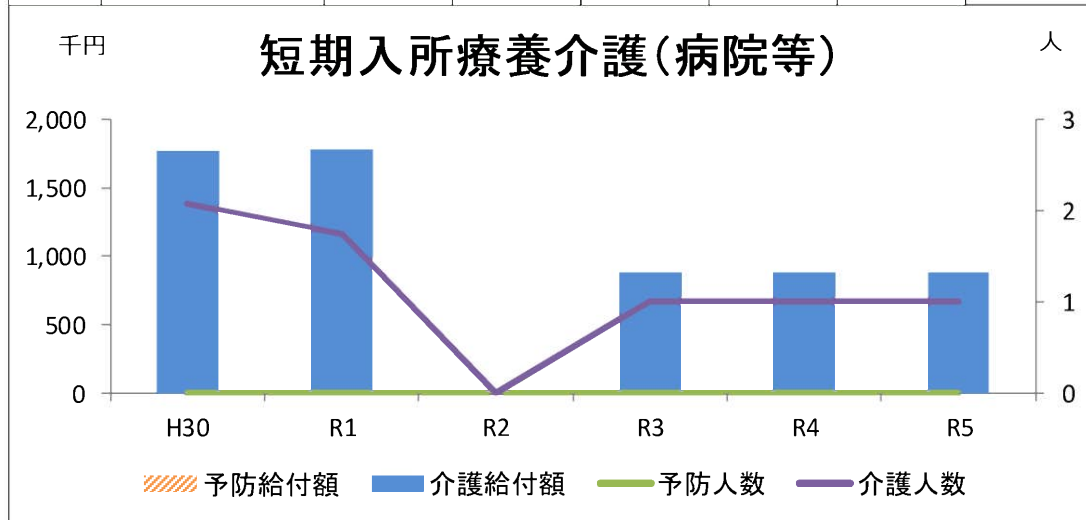
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	10,848	13,492	10,949	11,894	12,516	13,090
	人数(人/月)	11	12	10	11	12	13
予防 給付	給付費(千円)	318	312	0	371	371	371
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1



(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

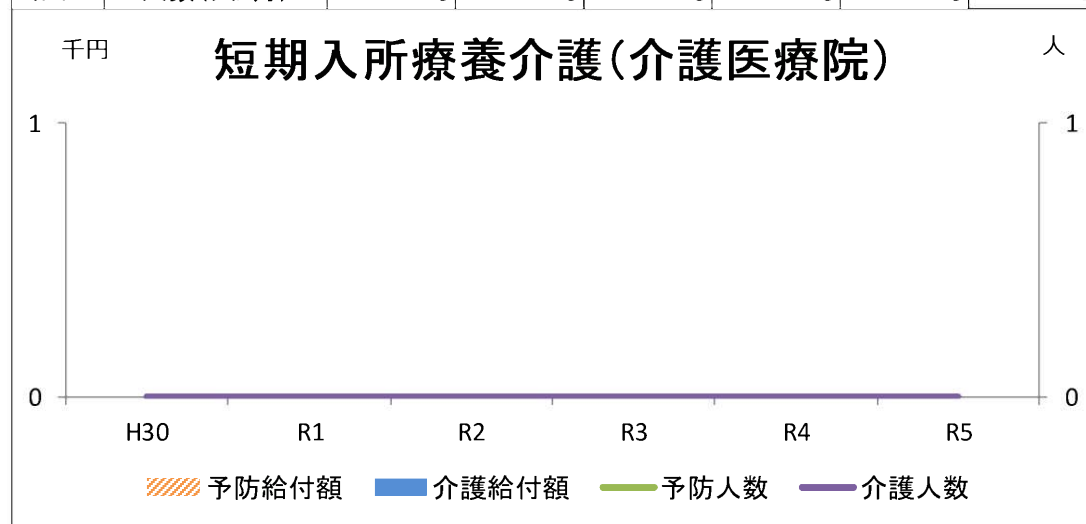
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	1,776	1,787	0	881	882	882
	人数(人/月)	2	2	0	1	1	1
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



(11) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

介護医療院などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

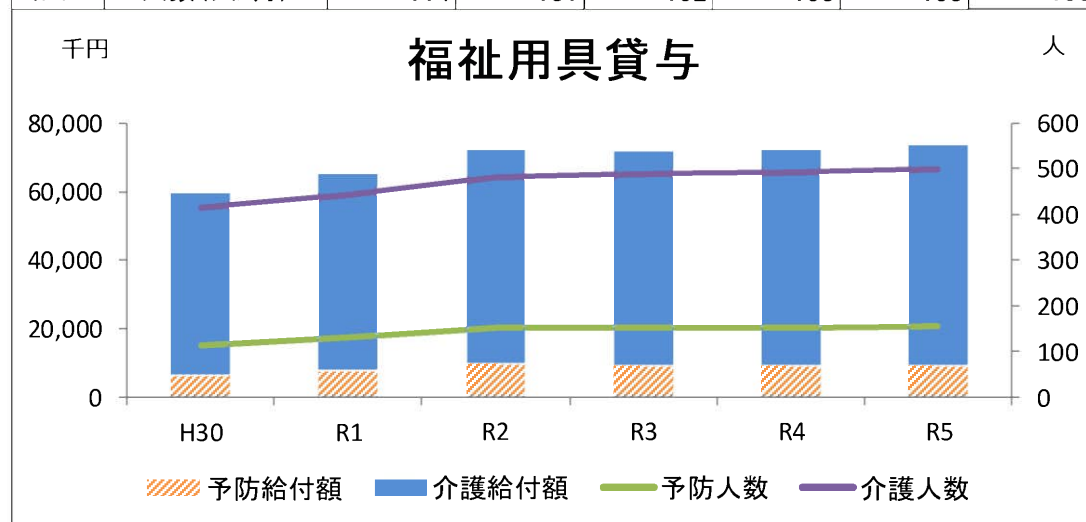
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



(12) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助杖・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。

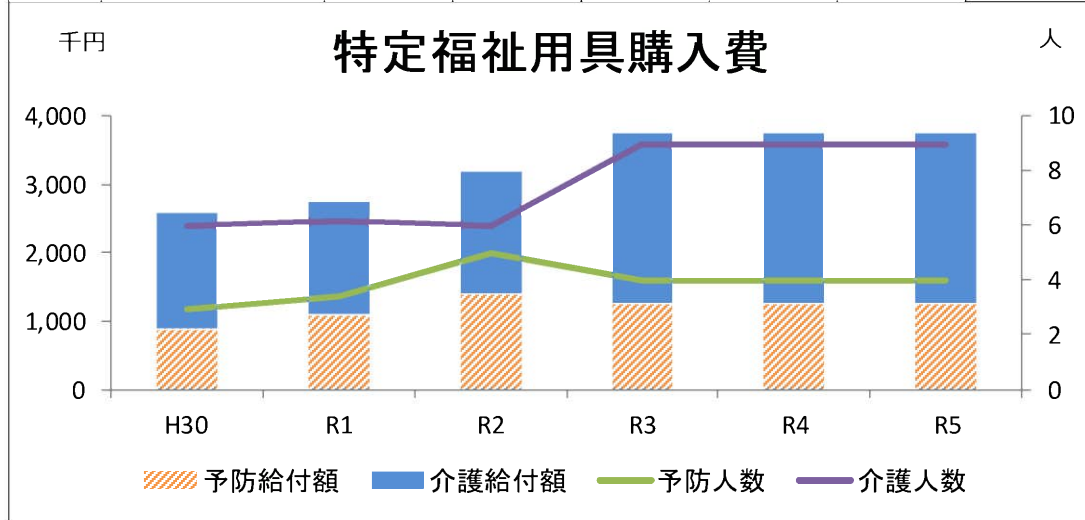
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	52,874	57,465	62,565	62,619	63,011	63,958
	人数(人/月)	417	442	481	489	493	499
予防 給付	給付費(千円)	6,814	7,999	9,761	9,335	9,335	9,518
	人数(人/月)	114	131	152	153	153	156



(13) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

在宅生活に支障がないよう、入浴や排せつに用いる福祉用具を利用し日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

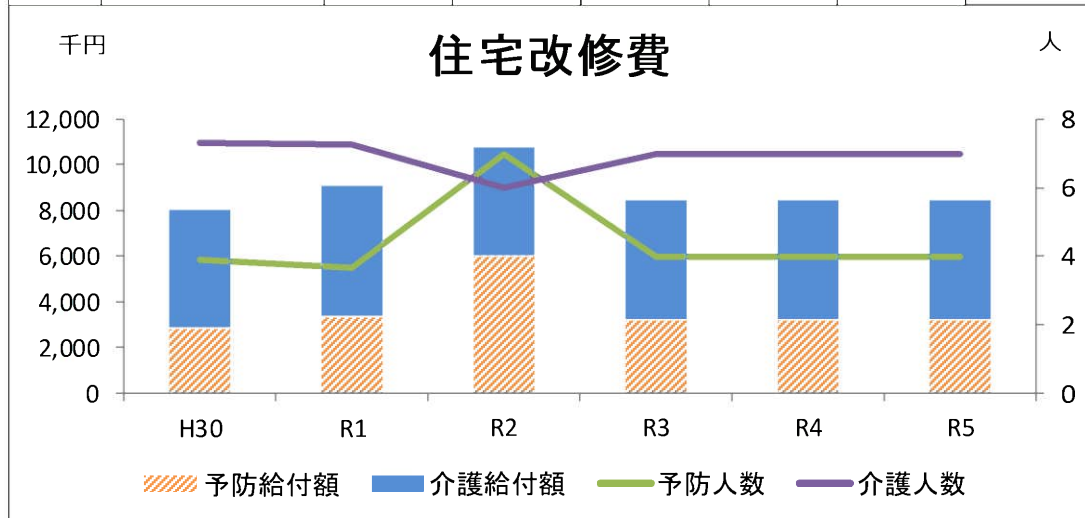
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	1,707	1,629	1,777	2,483	2,483	2,483
	人数(人/月)	6	6	6	9	9	9
予防 給付	給付費(千円)	884	1,106	1,413	1,260	1,260	1,260
	人数(人/月)	3	3	5	4	4	4



(14) 住宅改修

在宅生活に支障がないよう、手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする目的として実施します。

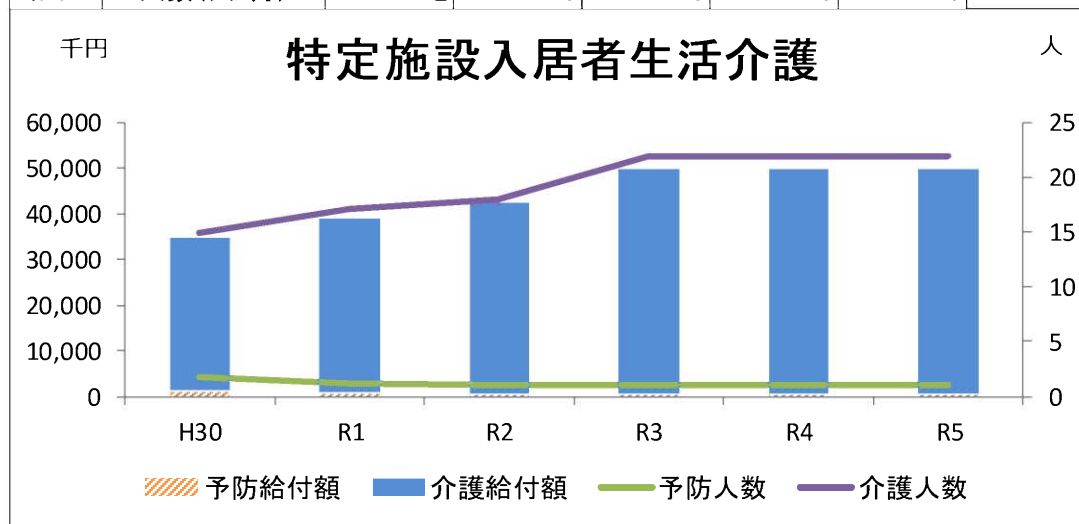
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	5,119	5,695	4,694	5,156	5,156	5,156
	人数(人/月)	7	7	6	7	7	7
予防 給付	給付費(千円)	2,890	3,382	6,058	3,272	3,272	3,272
	人数(人/月)	4	4	7	4	4	4



(15) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

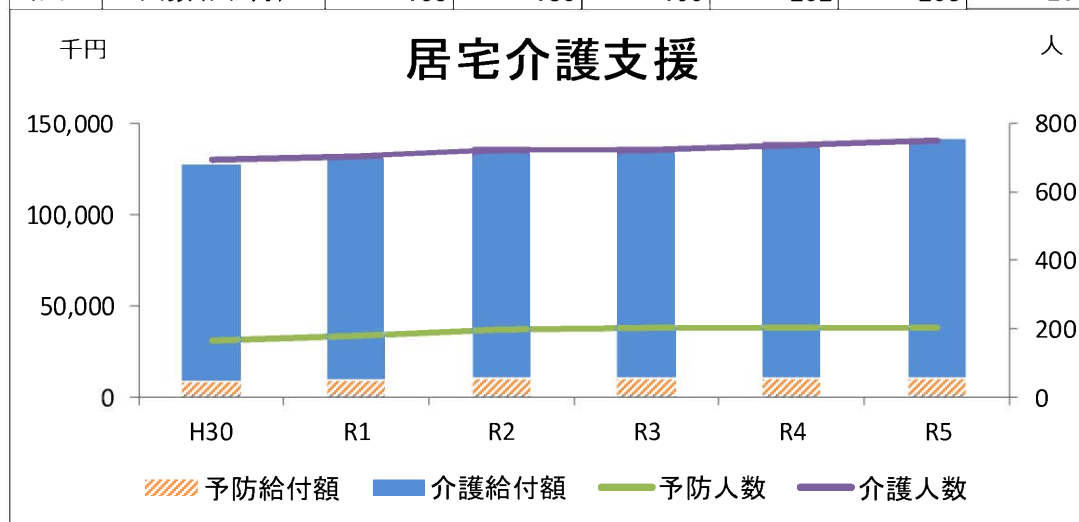
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	33,214	37,992	41,853	49,231	49,258	49,258
	人数(人/月)	15	17	18	22	22	22
予防 給付	給付費(千円)	1,587	986	707	681	681	681
	人数(人/月)	2	1	1	1	1	1



(16) 居宅介護支援・介護予防支援

「居宅介護支援（介護予防支援）」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	118,940	121,644	126,895	126,137	128,645	130,474
	人数(人/月)	695	704	723	724	738	749
予防 給付	給付費(千円)	8,672	9,550	10,682	10,795	10,855	10,908
	人数(人/月)	165	180	199	202	203	204

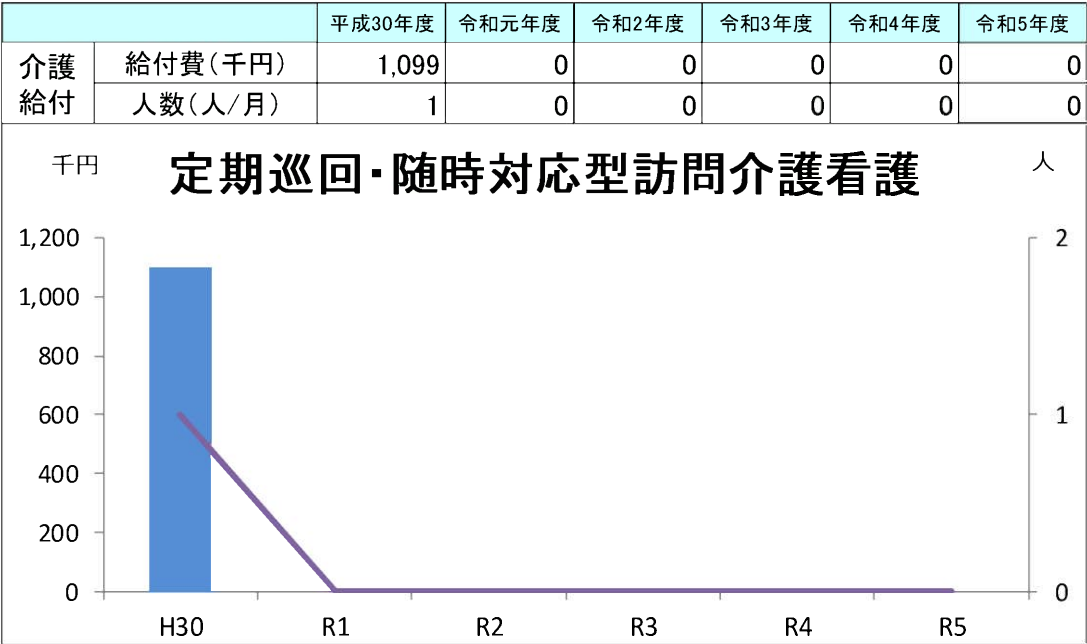


4 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、高齢者が要介護（要支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、日常生活圏域を基本的な枠組みとして、サービス事業者の指定をすることになります。

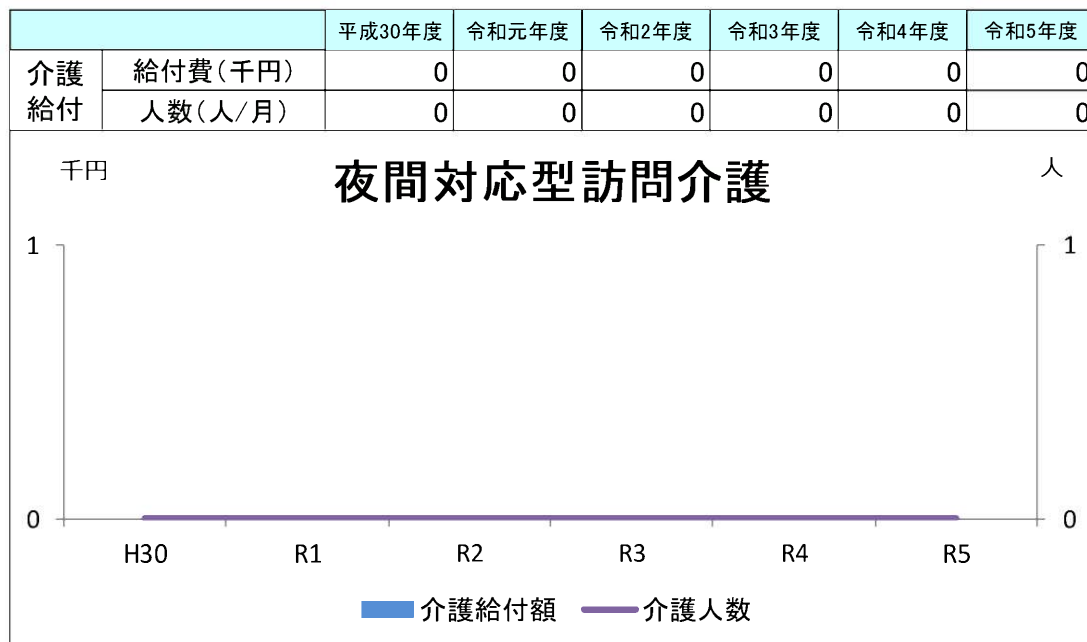
（１）定期巡回・随時対応サービス

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。



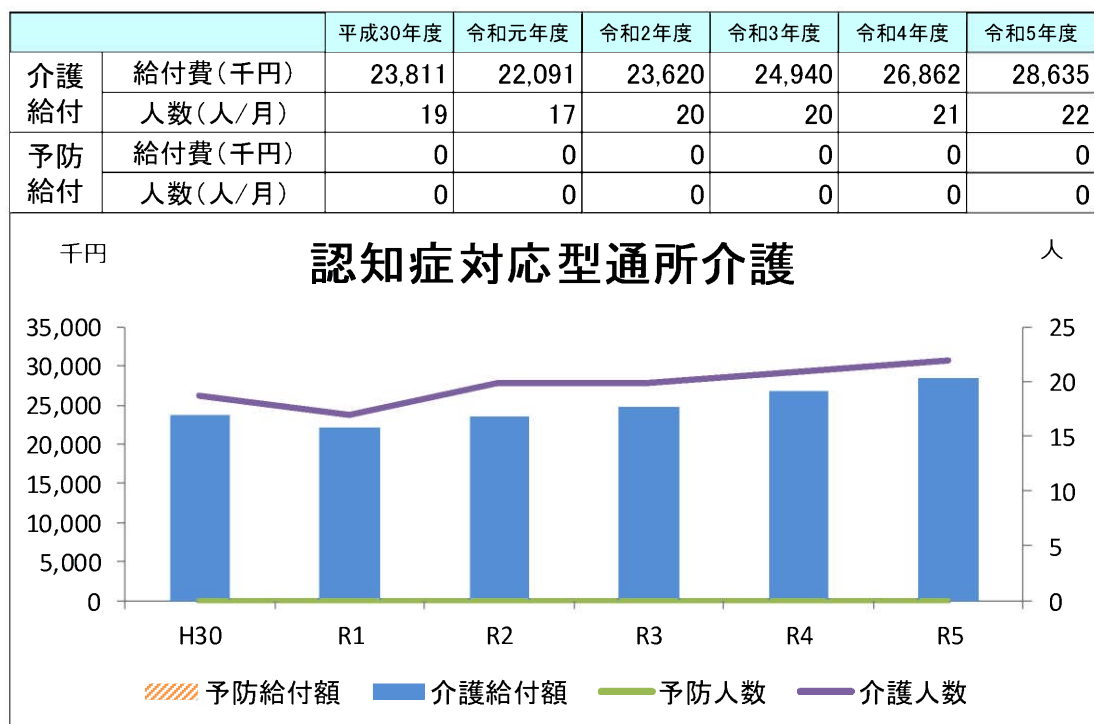
（２）夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。



（３）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

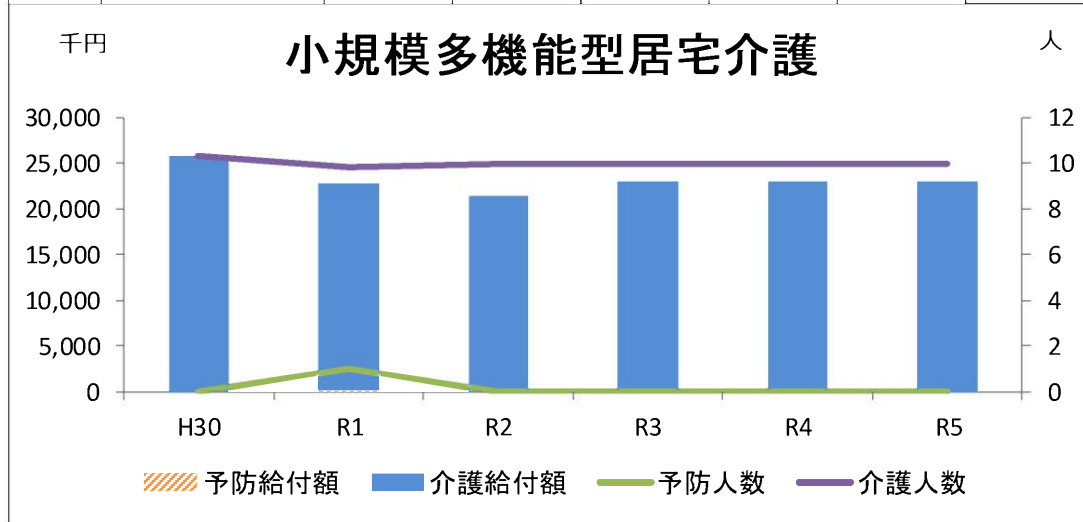
認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。



(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者や家庭の状況に応じて、訪問や泊まりを組み合わせたサービスや機能訓練を行います。

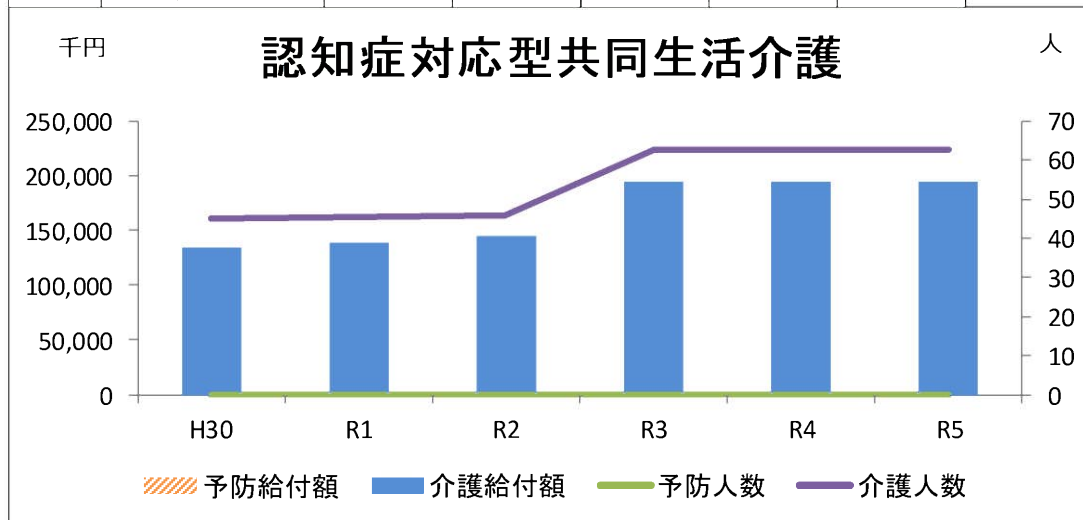
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	25,829	22,655	21,523	23,039	23,052	23,052
	人数(人/月)	10	10	10	10	10	10
予防 給付	給付費(千円)	0	181	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	1	0	0	0	0



(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

安定状態にある認知症高齢者等が共同生活をしながら、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

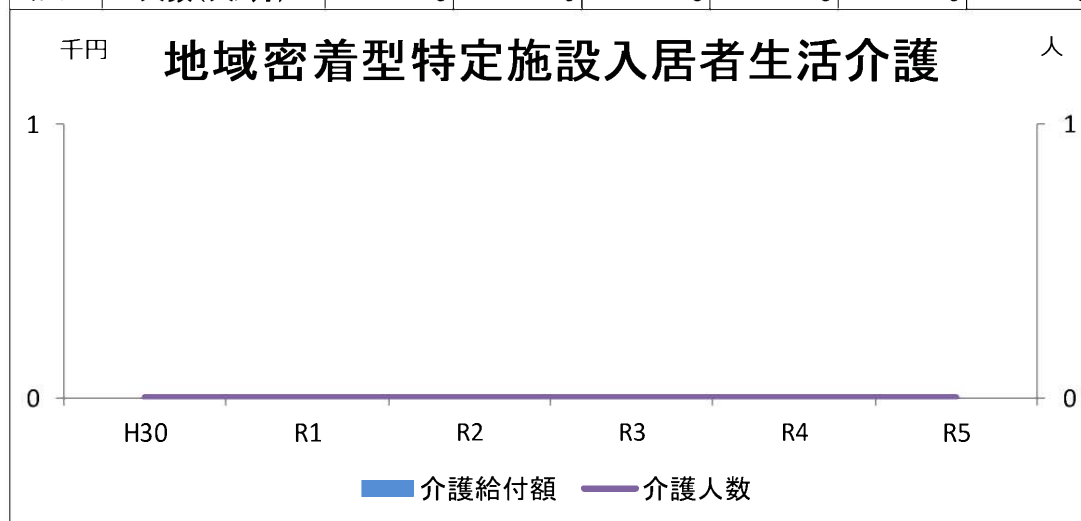
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	134,522	139,861	145,606	194,862	194,971	194,971
	人数(人/月)	45	46	46	63	63	63
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



（６）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。

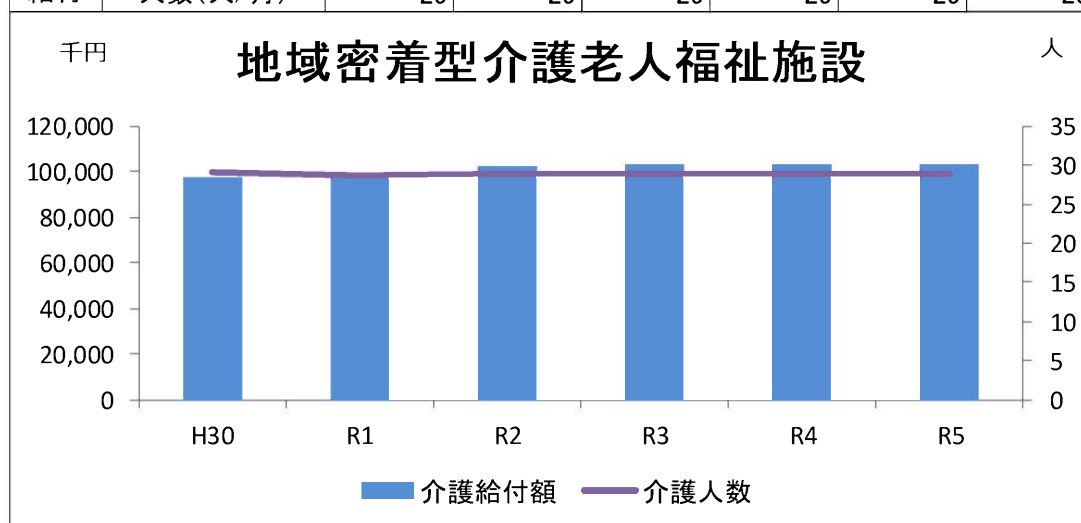
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0



（７）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

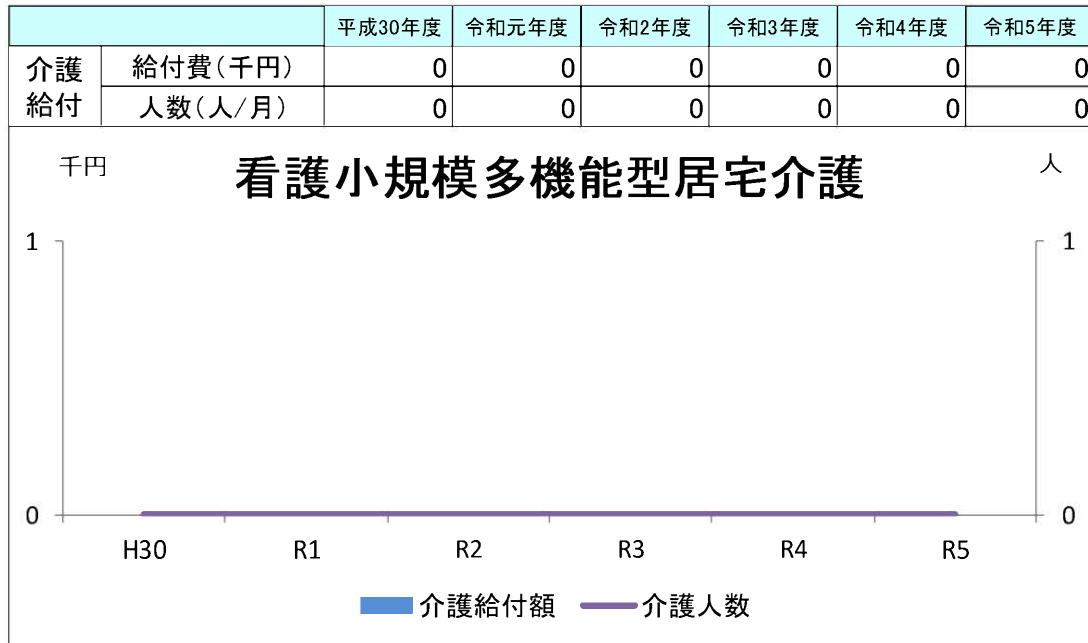
定員 29 人までの小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	給付費(千円)	97,722	99,536	102,577	103,230	103,288	103,288
	人数(人/月)	29	29	29	29	29	29



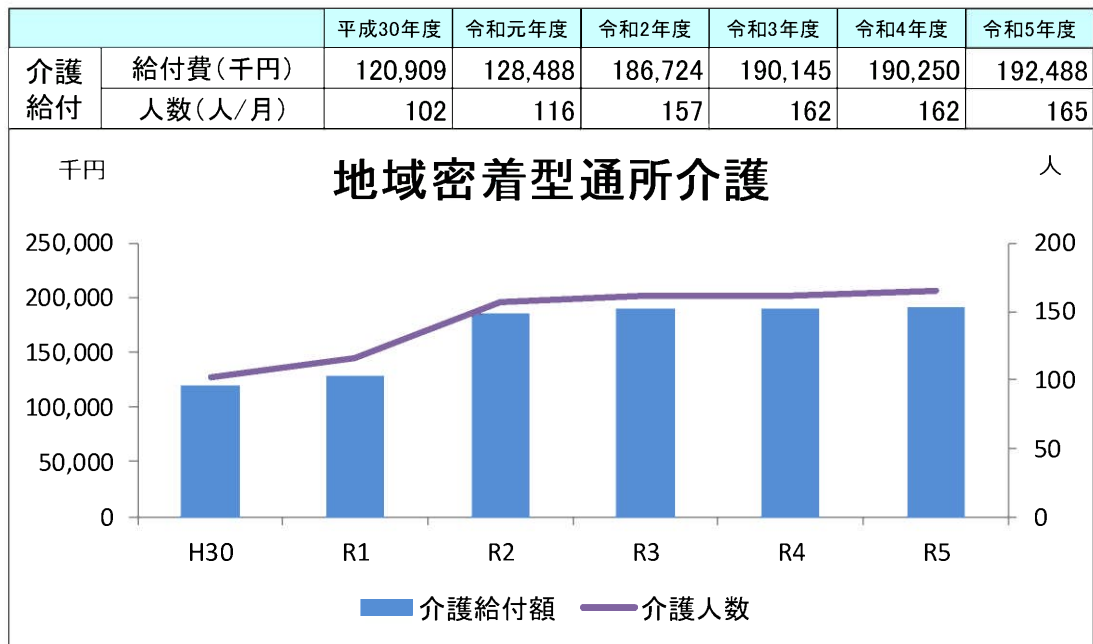
(8) 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「泊まり」「訪問」の3種類のサービスと「訪問看護」サービスを、介護と看護の両面から柔軟に組み合わせて提供します。



(9) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模のデイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。



5 施設サービス

施設介護サービスについては、県と連携して、介護保険事業（支援）計画に沿った適切な基盤整備に努めるとともに、個室・ユニットケア化を進めるなど、多様な住まいの普及に引き続き取り組みます。

また、特別養護老人ホームの新規入所者については、中重度者への重点化が求められ、入所を原則要介護3以上とし、要介護1・2は特例的な対応が必要な場合に限るとされています。

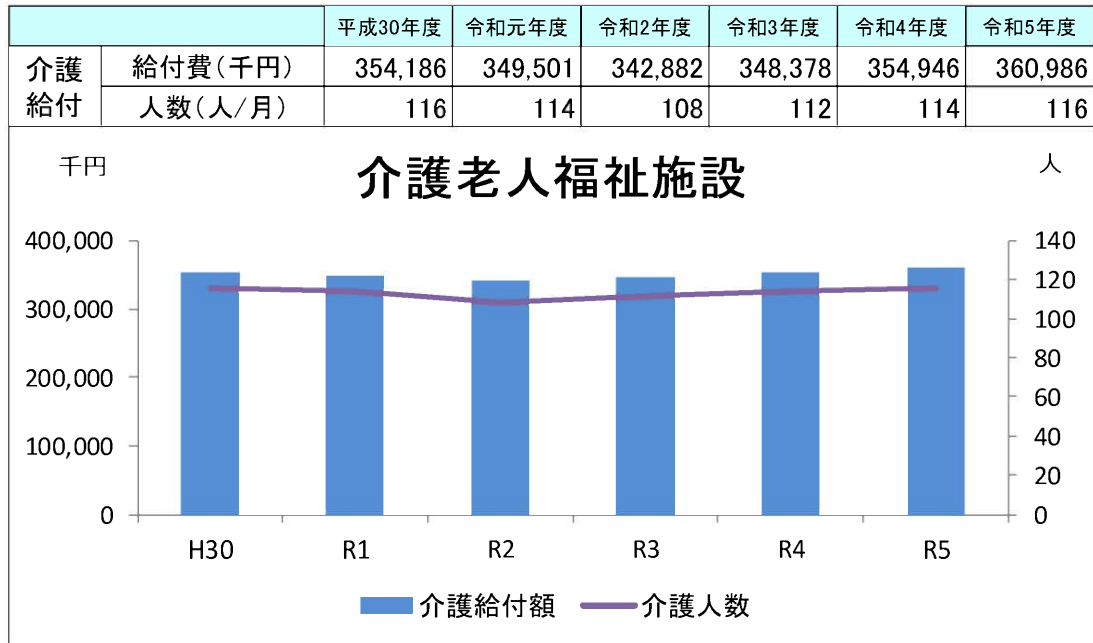
そのため、施設入所者の対応については、国の指針等に基づき、公平公正な判定を行うとともに、既存の施設利用者の重度者への重度化予防にも、引き続き取り組んでいきます。

なお、平成30年4月に「介護医療院」が創設されるとともに、介護療養型医療施設に関する経過措置の期限は令和6年3月末まで延長されており、介護療養型医療施設についてはこの期間内に介護医療院などの施設への移行等が必要になります。

しかし、医療ニーズの高い中重度要介護者の増大や慢性疾患、認知症を有する高齢者の増加が見込まれる中で、介護療養型医療施設の担う、要介護者の看取りやターミナルケアを中心とした長期療養といった機能が今後ますます重要となると考えられることから、介護療養型医療施設の転換に伴う、施設サービス量の見込みについては、国の動向を踏まえ柔軟な対応を行うこととします。

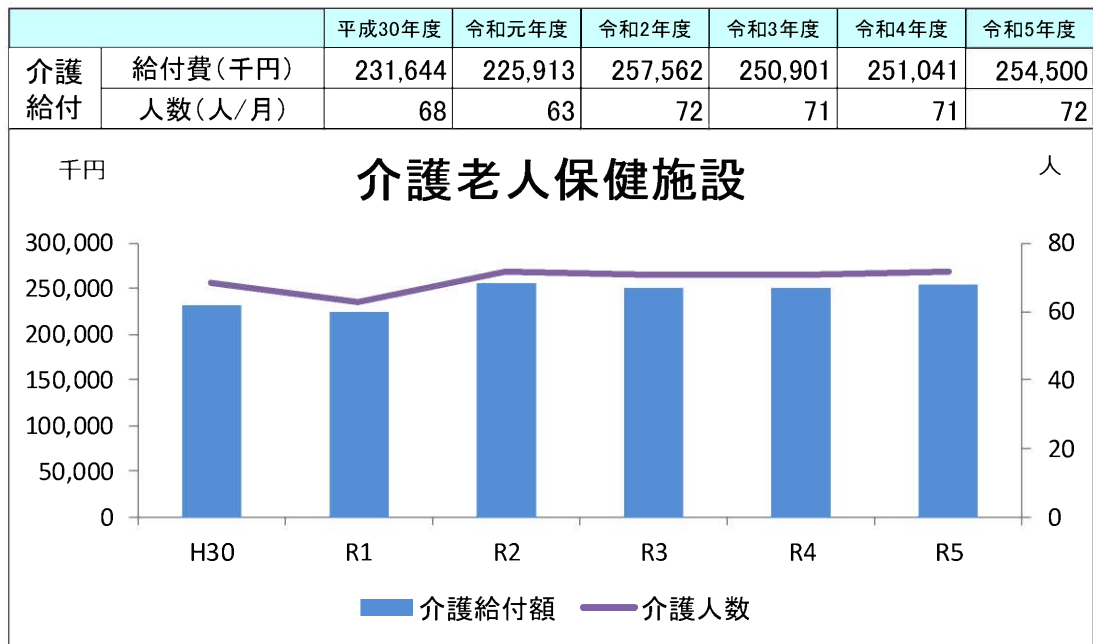
(1) 介護老人福祉施設

介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。



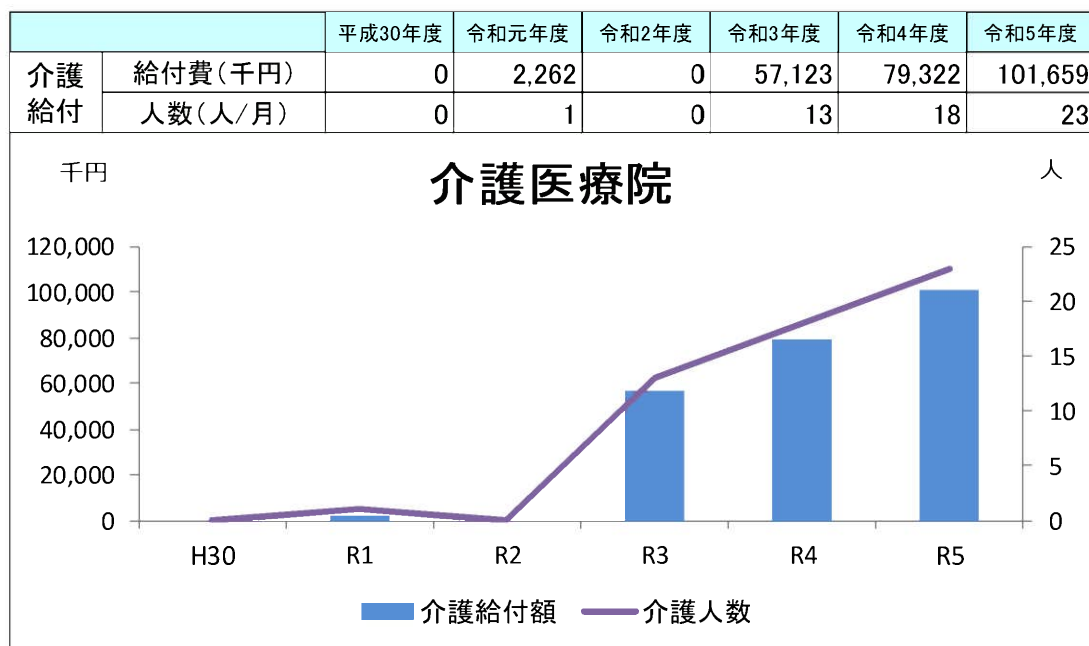
(2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。



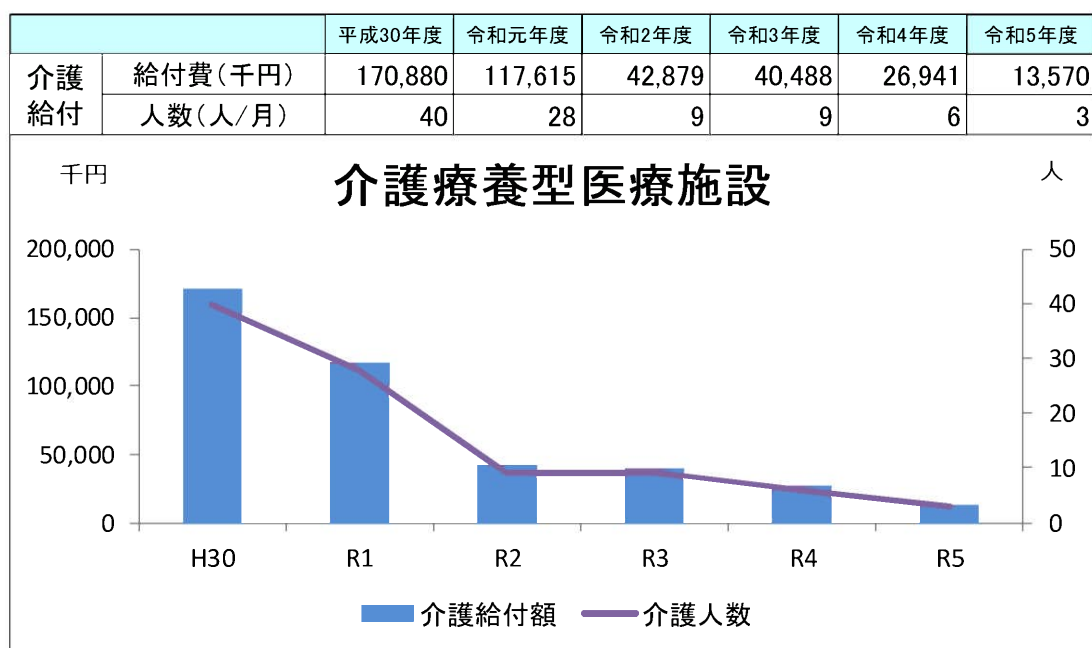
（３）介護医療院

「介護医療院」は、介護療養型医療施設からの新たな転換先（新介護保険施設）として創設されたもので、急性期は脱して全身状態は安定しているものの、まだ自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期入院をする方に向けた施設サービスです。



（４）介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な方が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。



第3章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 介護保険事業費の算出

1 事業費算出の流れ

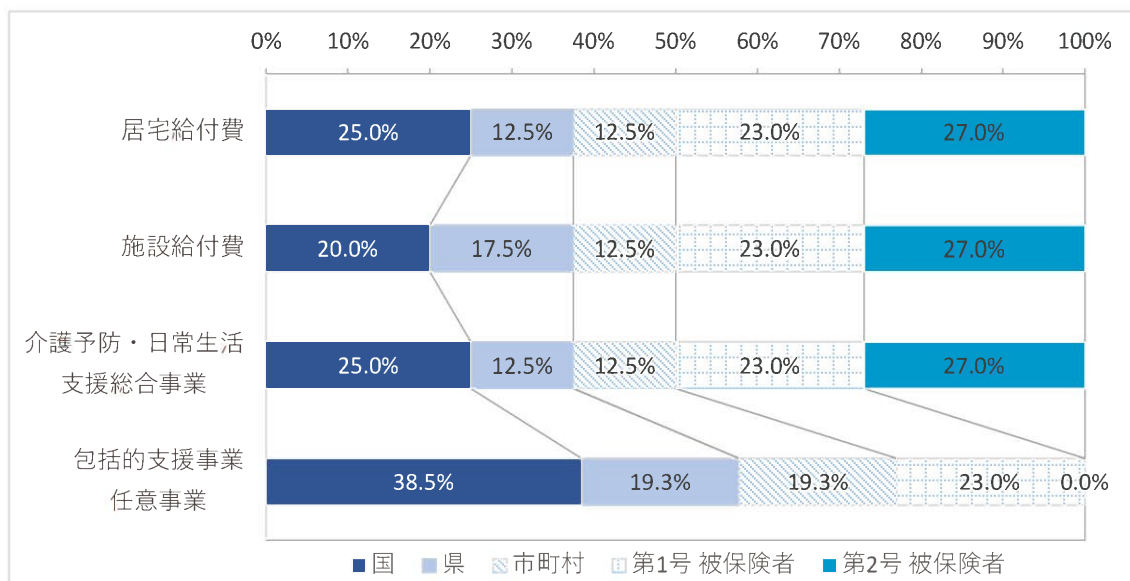
介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間における第1号被保険者数及び認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込み等をもとに算定します。

認定者に対する保険給付サービス費に加え、それ以外の高齢者全般に対する施策を含む地域支援事業費についても介護保険サービスと同様に第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料を活用することとされています。

介護保険給付の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

なお、第8期の第1号被保険者の保険料負担割合は第7期と変わらず23.0%に据え置きとなっています。

	国	県	市町村	第1号被保険者	第2号被保険者
居宅給付費	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
施設給付費	20.0%	17.5%	12.5%	23.0%	27.0%
介護予防・日常生活支援 総合事業	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23.0%	—



2 事業費の見込み

(1) 予防給付費

予防給付費は、計画期間における、要支援1～2認定者に対する介護保険サービス供給量の見込みをもとに算出しています。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス	66,168	67,223	68,918
介護予防訪問介護	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	9,820	10,275	10,988
介護予防訪問リハビリテーション	5,371	5,688	6,002
介護予防居宅療養管理指導	492	492	492
介護予防通所介護	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	35,459	35,742	36,227
介護予防短期入所生活介護	107	107	107
介護予防短期入所療養介護(老健)	371	371	371
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,335	9,335	9,518
特定介護予防福祉用具購入費	1,260	1,260	1,260
介護予防住宅改修	3,272	3,272	3,272
介護予防特定施設入居者生活介護	681	681	681
(2)地域密着型介護予防サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	10,795	10,855	10,908
合計	76,963	78,078	79,826

(2) 介護給付費

介護給付費は、計画期間における、要介護1～5認定者に対する介護保険サービス供給量の見込みをもとに算出しています。 単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス	936,135	964,815	986,684
訪問介護	153,665	157,026	164,003
訪問入浴介護	3,476	3,478	3,478
訪問看護	48,477	51,457	54,409
訪問リハビリテーション	14,735	15,811	16,878
居宅療養管理指導	12,105	12,298	12,954
通所介護	273,859	289,659	291,478
通所リハビリテーション	264,768	268,365	274,365
短期入所生活介護	32,786	33,415	34,292
短期入所療養介護(老健)	11,894	12,516	13,090
短期入所療養介護(病院等)	881	882	882
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	62,619	63,011	63,958
特定福祉用具購入費	2,483	2,483	2,483
住宅改修費	5,156	5,156	5,156
特定施設入居者生活介護	49,231	49,258	49,258
(2) 地域密着型サービス	536,216	538,423	542,434
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	190,145	190,250	192,488
認知症対応型通所介護	24,940	26,862	28,635
小規模多機能型居宅介護	23,039	23,052	23,052
認知症対応型共同生活介護	194,862	194,971	194,971
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	103,230	103,288	103,288
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス	696,890	712,250	730,715
介護老人福祉施設	348,378	354,946	360,986
介護老人保健施設	250,901	251,041	254,500
介護医療院	57,123	79,322	101,659
介護療養型医療施設	40,488	26,941	13,570
(4) 居宅介護支援	126,137	128,645	130,474
合計	2,295,378	2,344,133	2,390,307

3 その他の給付等の見込み

(1) 標準給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費(円)	2,372,341,000	2,422,211,000	2,470,133,000
特定入所者介護サービス費等給付額(円)	66,121,532	61,496,953	62,390,736
高額介護サービス費等給付額(円)	50,382,961	51,021,420	51,762,324
高額医療合算介護サービス費等給付額(円)	6,500,000	6,500,000	6,500,000
算定対象審査支払手数料(円)	2,699,970	2,969,960	3,266,970
標準給付費見込額(円)	2,498,045,463	2,544,199,333	2,594,053,030

(2) 地域支援事業費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	85,876,000	87,249,846	88,600,028
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	51,184,264	51,600,000	52,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	14,581,256	14,720,000	14,720,000
地域支援事業費(円)	151,641,520	153,569,846	155,320,028

(3) 準備基金の残高と取崩額

	R3~5
準備基金の残高(令和2年度末)(円)	187,602,077
準備基金取崩額(第8期)(円)	0

(4) 市町村特別給付費等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村特別給付費等(円)	0	0	0

(5) 保険者機能強化推進交付金等

	R3~5
保険者機能強化推進交付金等(円)	12,000,000

(6) 予定保険料収納率

	R3~5
予定保険料収納率(%)	98.8%

第2節 介護保険料の算出

1 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

標準給付費見込額	7,636,297,826
+	
地域支援事業費	460,531,394
=	
介護保険事業費見込額	8,096,829,220
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額	1,862,270,721
+	
調整交付金相当額	394,901,185
-	
調整交付金見込額	387,322,000
+	
財政安定化基金償還金	0
-	
保険者機能強化推進交付金等	12,000,000
-	
準備基金取崩額	0
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額	1,857,849,906
÷	
予定保険料収納率	98.8%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)	24,485
=	
年額保険料	76,799
÷	
12 か月	
=	
月額保険料(基準額)	6,400
(参考)前期の月額保険料(基準額)	6,750

2 所得段階に応じた保険料額の設定

第1号被保険者の介護保険料基準月額を設定し、さらに所得段階に応じた保険料設定を以下の通り行います。第1～第3段階は、消費税増税にあわせ軽減を実施しています。第8期は、本町独自の負担軽減策として第4段階の負担割合を0.9から0.8に引き下げます。

	軽減前	軽減後	負担割合
第1段階	3,200円	1,920円	0.50 → 0.30
第2段階	4,800円	3,200円	0.75 → 0.50
第3段階	4,800円	4,480円	0.75 → 0.70
第4段階	5,760円	5,120円	0.90 → 0.80
第5段階	6,400円	6,400円	1.00
第6段階	7,680円	7,680円	1.20
第7段階	8,320円	8,320円	1.30
第8段階	9,600円	9,600円	1.50
第9段階	10,880円	10,880円	1.70
第10段階	11,200円	11,200円	1.75
第11段階	12,160円	12,160円	1.90

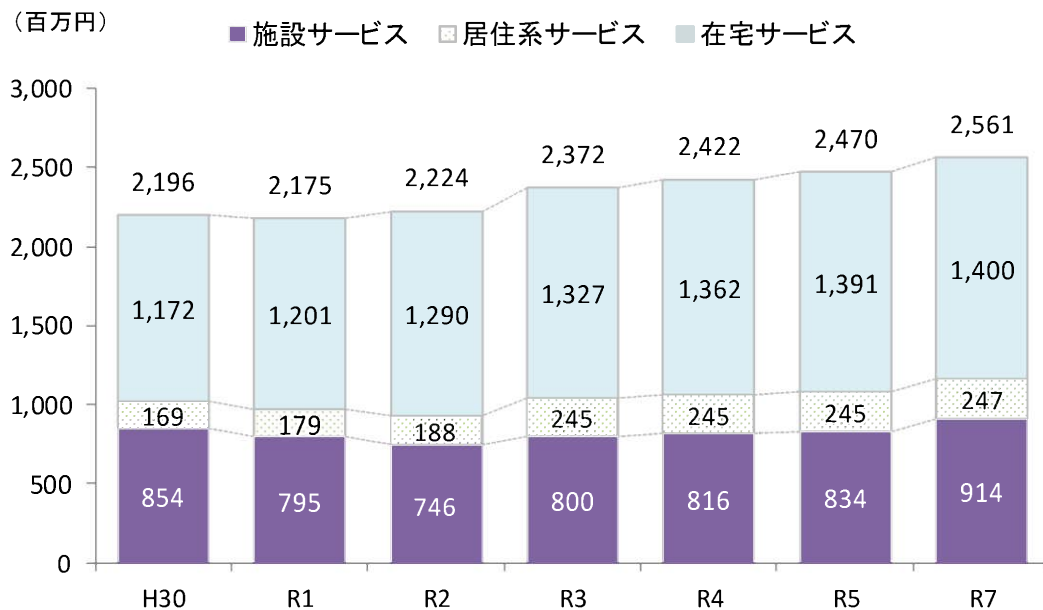
各段階の該当条件は以下のとおりです。

	該当条件	基準額に対する割合
第1段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.30
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.50
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	0.70
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.80
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	1.00 基準
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.20
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上400万円未満	1.70
第10段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額400万円以上700万円未満	1.75
第11段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額700万円以上	1.90

第3節 2025年のサービス水準等の推計

1 2025年のサービス水準等の推計

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けた「地域包括ケア計画」として計画的・段階的に進めていくことで、どのように地域包括ケアシステムを作っていくのか、2025年（令和7年）を見据えて中長期的にサービス水準等について推計しました。

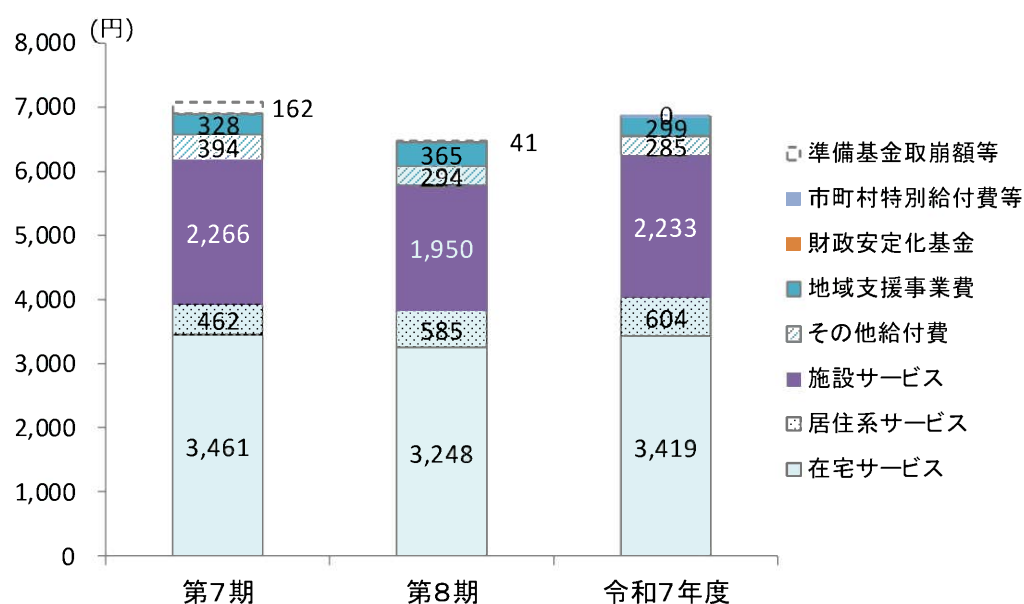


	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	2,372,341	2,422,211	2,470,133
在宅サービス	1,327,447	1,361,763	1,391,220
居住系サービス	244,774	244,910	244,910
施設サービス	800,120	815,538	834,003

2 介護保険料基準額の経年変化

2025年（令和7年）を見据えた中長期的なサービス水準を基に試算した、介護保険料基準額の経年変化については、以下のとおりとなります。

なお、ここで示す月額保険料については、現時点で国が示した見える化システムを基に算出したものとなります。



	第7期		第8期		令和7年度	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
総給付費	6,189	89.6%	5,782	89.8%	6,256	91.5%
在宅サービス	3,461	50.1%	3,248	50.4%	3,419	50.0%
居住系サービス	462	6.7%	585	9.1%	604	8.8%
施設サービス	2,266	32.8%	1,950	30.3%	2,233	32.6%
その他給付費	394	5.7%	294	4.6%	285	4.2%
地域支援事業費	328	4.7%	365	5.7%	299	4.4%
財政安定化基金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保険料収納必要額	6,911	100.0%	6,441	100.0%	6,840	100.0%
準備基金取崩額	162	2.3%	0	0.0%	—	—
保険者機能強化推進交付金等	—	—	41	0.0%	—	—
保険料基準額	6,750	97.7%	6,400	100.0%	6,840	100.0%